



未来の
ために、
いま選ぼう。

岸和田市地球温暖化対策設備導入補助事業募集要領

本市では岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、温室効果ガス排出量削減と、地球温暖化対策設備の普及・促進を図ることを目的として、太陽光発電機器並びに定置用リチウムイオン蓄電池又はHEMSを同時に設置（以下「太陽光発電設備」という。）かつ使用しようとする者又は燃料電池コージェネレーションシステムを設置かつ使用しようとする者に対し、その設置に要する費用の一部に充てるものとして岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

1. 補助金の対象となる設備は、別表第1に掲げるものとする。
2. 対象者（(1)又は(2)）
 - (1) 市税を滞納していない個人のうち、次のいずれかに該当する者
 - ア 市内に居住する者であって、その居住する住宅（店舗等の併用住宅を含む。以下同じ。）に対象設備を設置しようとする者
 - イ 市内において新築又は取得した住宅に対象設備を設置かつ自ら居住しようとする者
 - (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体又はこれに準ずるものであって、市内に所在するものうち市長が認めるもの（以下「町会等」という。）の集会施設に対象設備を設置しようとする場合における当該町会等
3. 交付の条件
 - (1) 対象設備を設置する住宅等が、申請者の所有に係るものでない場合又は複数の者による所有に係るものである場合において、対象設備の設置について、書面により当該住宅等の所有者全員の承諾を受けていること。
 - (2) 補助金の交付の決定を受けて住宅等に対象設備を設置し、又は対象設備付き住宅を取得した者（以下これらを「補助事業者」という。）は、市長が別に定める期間、対象設備を善良なる管理者の注意をもって管理し、その居住し、又は使用する住宅等において消費する電力の用に充てなければならないこと。
 - (3) 補助事業者は、対象設備が損傷又は滅失したときは、その旨を市長に届けなければならないこと。
 - (4) 補助事業者が個人の場合は、規則第13条の規定による実績報告の日において、本市の住民基本台帳に記録されていること。
 - (5) 補助金若しくは岸和田市住宅用太陽光発電システム導入補助金又は岸和田市再生可能エネルギー等設備導入補助金に係る補助金を受けたことがないこと。

4. 補助金額

補助金の交付額は、1世帯又は1町会等につき一律50,000円とし、1回限りとする。

5. 申請期間（消印有効）

令和5年6月1日（木曜日）から令和6年2月1日（木曜日）まで

6. 実績報告期限（消印有効）

令和6年3月15日（金曜日）まで

- ・先着順に受け付けます（簡易書留等の受付時間）。
- ・申請期間内であっても、補助金の予算額に達し次第、受付を終了します。



未来の
ために、
いま選ぼう。

7. 申請方法

補助金交付申請書に必要な書類を添付して、次の提出先に書留、簡易書留その他郵便物の引受けから配達に至るまでの記録が確認できる方法（郵送に限る。）で提出してください。

申請書の提出先

〒596-0825
岸和田市土生町二丁目4番30号
岸和田市環境事務所内
岸和田市環境保全課 宛

8. 申請書の入手

岸和田市（環境保全課）のホームページよりダウンロードが可能です。
岸和田市環境事務所においても配布いたします。

9. その他

(1) 法定耐用年数の期間内は処分することができません。

- ・太陽光発電機器（17年）
- ・定置用リチウムイオン蓄電池（6年）
- ・HEMS（5年）
- ・燃料電池コージェネレーションシステム（6年）

(2) 販売会社などの指定、斡旋及び紹介は一切行っておりません。悪質な事業者にご注意ください。

○交付申請に必要な書類

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・対象設備設置予定場所を示す付近見取図
- ・対象設備設置前の現況のカラー写真（住宅等全体を含む。）及び対象設備の配置図
- ・工事請負契約書又は売買契約書（新築住宅の場合）の写し
- ・対象設備付き住宅を取得する場合における当該取得に係る契約書の写し
- ・申請者以外の住宅等所有者全員の承諾書（様式第2号。該当者のみ。）
- ・その他市長が必要と認める書類

○実績報告に必要な書類

- ・実績報告書（様式第9号）
- ・対象設備の設置状況（住宅等全体、各機器の銘板及びモニターを含む。）を示すカラー写真
- ・対象設備の設置費に係る領収書の写し
- ・対象設備が太陽光発電機器の場合、電力会社が発行した再生可能エネルギー発電に関する電力需給契約に係る書類の写し
- ・対象設備の出荷証明書の写し又は保証書の写し若しくはこれに代わるもの
- ・その他市長が必要と認める書類

○交付請求に必要な書類

- ・交付請求書（様式第11号。町会等は様式第12号。）

別表第1

	対象設備	内容
1	太陽光発電機器 +定置用リチウムイオン蓄電池	<p>【太陽光発電機器】 (太陽電池モジュール、パワーコンディショナ等を含む。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 屋根、外壁等への設置に適したものであって、低圧配電線と逆潮流有りで連系すること。 2 未使用品であること。 3 電力会社と電気契約を締結していること。 4 住宅に設置する場合において、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10キロワット未満(増設時は既設分を含む。)であること。 <p>【定置用リチウムイオン蓄電池】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 J I S規格若しくは一般社団法人電池工業会規格に準拠しているもの又は第三者認証機関により認証されたものであること。 2 システムを構成する蓄電池の蓄電容量の合計が1kWh以上のものであること。 3 未使用品であること。
2	太陽光発電機器 +HEMS	<p>【太陽光発電機器】 上記に同じ</p> <p>【HEMS】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」が実現できること。 2 未使用品であること。 3 ECHONET Lite規格に対応していること。 4 空調、照明等の電力使用量を調整するための制御機能を有していること。
3	燃料電池コー ジェネレーション 機器	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)が指定したものであること。 2 自立運転機能付きであること。 3 未使用品であること。



未来の
ために、
いま選ぼう。

令和5年度岸和田市地球温暖化対策設備導入補助事業募集要領

交付手続きの流れ

